

7 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
法曹人口の大幅増員等 (法務省)	<p>a 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。</p> <p>また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。</p>	計画・法務ア a	調査・研究・検討		
	<p>b 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成22年ころまでに3,000人程度）を確実に達成することを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配意しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して検討を行う。</p> <p>その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。</p>		重点・基準 ア〔計画・法務ア b〕	逐次実施	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
法科大学院 非修了者への 司法試験 受験資格の 確保 (法務省)	a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	計画・法務ア a	逐次実施(予備試験は平成23年より実施)		
	b 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。 その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。	重点・基準イ 〔計画・法務ア b〕	一部措置済	継続的に実施	
	c (ア) 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修	重点・基準キ 〔計画・法務ア c〕	逐次検討・実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。</p> <p>(イ)また、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされているが、これらの内容について必要な個人情報保護等の適切な措置を講じた上で、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置する。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。</p>				
(法務省、文部科学省)	<p>d 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表する。</p> <p>その際、法科大学院の学生の成績等について個人情報保護に配慮した上で、差し当たり統計的に有意な分析・検証が可能となるような十分なサンプル数が確保されることの意義を認識し、法曹養成の各プロセスを担う関係機関の連携協力を前提としつつ、分析・検証の対象数の拡大を目指すこととし、それを踏まえて、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を得る。</p>	重点・基準 才 〔計画・法務アド〕	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(法務省)	e 今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討の上、その結果に基づき速やかに措置する。その際、現行の選択科目についても、以上の要素を改めて検証する。	重点・基準 力 〔計画・法務アド〕			逐次検討、措置
	f 新司法試験審査委員は司法試験委員会の推薦に基づき法務大臣により任命されるが、選定の公正性、透明性を確保するため、審査委員の職務が特定分野における非常に高度な専門的学識等を要求されることにかんがみ、審査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、できるだけ客観的な判断の下に選任が行われるようにする。 また、実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、審査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメリットもあることから、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表する。	重点・基準 ウ			逐次検討・実施
(文部科学省)	g 法科大学院は、法曹養成という役割を担う公共的な機関であることにかんがみ、国民が必要とする情報をわかりやすく提供する観点から、各法科大学院の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、法科大学院として定める成績評価や修了認定の方針や基準、司法試験の結果等の把握できる範囲における進路等の情報、教員の研修業績等の情報を各法科大学院が積極的に公表することを促進する。	重点・基準 工	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
弁護士法第72条の見直し等 (法務省、経済産業省、財務省)	<p>弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」(平成11年12月14日)及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。</p> <p>さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う。</p>	計画・法務ア	引き続き実施		
国際化時代の法的需要への対応 (法務省)	<p>今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。</p>	計画・法務ア	逐次検討・結論		
情報公開の推進等 (関係府省)	<p>苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報保護及び事業者には不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命 safety に直接かかわる事案については、適時に事案(トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。</p>	計画・法務ア	引き続き検討		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
適正処理のための規範の制定 (関係府省)	公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構(ISO)による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。	計画・法務ア	逐次実施		

イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
会社設立に関する諸手続についての電子化 (法務省、総務省、財務省、厚生労働省)	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	計画・法務イ	継続的に実施		
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省)	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 【商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)】	計画・法務イ	逐次実施		
動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 (法務省)	企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する。	計画・法務イ	引き続き検討		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
非公開会社（株式譲渡制限会社）が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が自己を売主に追加することを請求できる期間の見直しの要否（法務省）	会社法施行規則29条が規定する5日前という原則的な期間を短縮することにより定款自治の範囲をより狭める事とすることが株式譲渡制限会社の実情に照らして相当であるか否かについて検討し、結論を得る。	計画・法務イ	検討	結論	
民法及び商法における法定利率制度の見直し（法務省）	諸外国における法定利率の導入状況等を参考にしつつ、我が国の法定利率を現在の固定金利から変動金利へと変更することをも視野に入れて法定利率制度の在り方の見直しに向けた検討を開始する。 なお、法定利率制度の見直しに当たっては、金利の現状のほか、制度の安定性や明確性、及び関係者の事務負担についても十分な配慮が必要であり、長期的かつ幅広い観点から検討する。	計画・法務イ	検討開始	検討	
不動産登記事項等証明書の交付事務の拡大（法務省）	証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。	別表5 - 523	措置済		
法人の印鑑証明書の交付事務の拡大（法務省）	証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。	別表5 - 524	措置済		

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
IT技術者に係る資格の相互認証等 (経済産業省、法務省)	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成20年法務省告示第30号(平成20年1月25日施行)】	計画・法務ウ	逐次実施		
	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。		逐次実施		
海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等 (法務省)	転勤に伴い入国する外国人について、在留資格「企業内転勤」において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討する。	計画・法務ウ	逐次検討		
入国管理体制の整備等 (法務省)	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受け入れを一層積極的に進めるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。	計画・法務ウ	逐次実施		
	b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。		逐次実施		
「技術」、「人文知識・国際業務」の要件の緩和 (法務省)	社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	計画・法務ウ	随時措置		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
料理人等熟練技能者に対する在留要件の緩和 (法務省)	不法就労、不法滞在等の犯罪の防止策等を図りつつ、特にニーズの高い料理人等の熟練技能者については、資格等により現状と同等の技能レベルを確保しつつ、実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	計画・法務ウ	随時措置		
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	a 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供 外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報について、国及び地方の財政負担を軽減しつつ、地方入国管理局が利用する外国人出入国情報システムと適法な在留外国人の台帳制度など、国の機関と地方公共団体との間において、及び、法務省と厚生労働省など、国の機関同士において、合理的な範囲で相互に照会・提供する仕組みの整備を行う。	計画・法務ウ a	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出		
	b 外国人登録制度の見直し (ア)外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。 その際は、 a の外国人の在留に係る情報の相互照会・提供が可能な仕組みと合わせて整備する。 なお、改編後の当該制度の目的は、現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法も参考として、外国人住民の居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することとする。	計画・法務ウ b	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(内閣官房、総務省、法務省)	<p>また、現在の外国人登録証明書に代わるものとして、例えば、在留カードを発行する場合には、出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格認定証明書や就労資格証明書の機能も併せて持たせることなども検討し、外国人の上陸や在留に係る手続全体の合理化を図る。</p>	重点・海外 (1)	基本構想の作成、公表は平成19年度措置。台帳制度の整備については、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出		
	<p>(イ)「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)に基づき、現行の外国人登録制度を、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編するに当たっては、その法目的を「規制改革推進のための3か年計画」の実現に向けたものとし、「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出」とされた措置に向け、内閣官房の調整の下、総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する。</p> <p>その上で、両省は、地方公共団体の意見を十分に考慮しつつ、適切かつ着実に当該台帳制度を整備する。</p>				
(法務省)	<p>c 使用者に対する責任の明確化 (ア) 不法就労者を使用する事業主への厳格な対処</p> <p>事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができるなどの問題を踏まえ、不法就労者を雇用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう出入国管理及び難民認定法を改正する。</p> <p>なお、同法の改正内容は、c(イ)の「『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化」と</p>	計画・法務 ウ cア	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(厚生労働省)	<p>の間で連携を図ると併せて、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」による外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格の確認を実効性あるものとする。</p>	計画・法務 ウ cイ	措置済 (平成 19年10 月1日施 行)		
	<p>(イ)「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化</p> <p>「外国人雇用状況報告」について、不法就労の防止、雇用保険の加入促進等、職業安定行政における必要性の観点から再整理して、雇用対策法を改正する。改正後は、外国人を雇用する全ての事業主に対して、国籍、在留資格・在留期限の報告を義務づけるとともに、その実効性を高める観点から、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則についても雇用対策法や雇用保険法における現行規定との均衡を図りつつ、併せて措置する。</p> <p>なお、報告先は従来どおり公共職業安定所とし、様式や時期についても雇用保険被保険者資格に係る手続と同様とするなど、事業主の事務負担には十分に配慮する。</p> <p>また、収集した情報は出入国管理行政における効果的な在留管理の実施や、社会保険加入の徹底につながるよう活用する。</p> <p>さらに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に規定されている事項のうち、必要な事項を法的根拠のある指針に位置付けることについては、外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格確認義務の実効性が上がるよう、(ア)の「不法就労者を使用する事業主への厳格な対処」に係る出入国管理法及び難民認定法の改正の方向性をも念頭に置きつつ、結論を得、速やかに措置する。</p> <p>【「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成19年法律第79号)平成19年10月1日施行」、「平成19年厚生労働大臣告示第247号(平成19年10月1日施行)】</p>				

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(法務省)	<p>d 使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化</p> <p>「入国・在留審査要領」(平成17年7月26日法務省管在第3260号通達)において、就学生や留学生が学ぶ教育機関に対して、その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを、出入国管理及び難民認定法の関連法令へと格上げを図り実効性を高める。</p> <p>格上げに当たっては、c(イ)の外国人雇用状況報告の対象とならない雇用関係のない者(研修生等)も含み、不適正な事案が判明した場合の対処、資格ごとに異なると考えられる徴求事項への対応を可能とする随時照会・回答といった手法についても規定する。</p>	計画・法務 ウ d	abの関係法施行までに措置		
(法務省、関係府省)	<p>e 在留資格の変更及び、在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等</p> <p>当初の上陸許可から一定の期間が経過した後、申請される在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可においては、法務大臣の自由な裁量を認めつつも、出入国管理及び難民認定法第22条、及び「永住許可に関するガイドライン」に倣って、「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」かつ「その者の在留が日本国の利益に合する」との事情を考慮し、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、その内容をガイドライン化するとともに、許可されなかった事例についても併せて公表する。</p> <p>なお、考慮する事項としては、出入国管理行政の透明性の向上に加え、各市町村や関係行政機関における行政事務の遂行・窓口事務の円滑化の観点から、ア 国税の納付状況、イ 地方税の納付状況、ウ 社会保険の加入状況、エ 雇用・労働条件、オ (家族が同時に滞在している場合には) 子弟の就学状況、カ (在留資</p>	計画・法務 ウ e	ガイドライン化は平成19年度措置、不許可事例の公表は平成19年度以降逐次措置、情報収集の在り方は a の関係法施行までに検討、結論		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>格の特性に応じ)日本語能力等をガイドラインにおいて明示的に表記すべきであるが、列挙した事項を外形的に利用することについては、徴収猶予等の付随する状況を慎重に判断して運用することにも留意して措置する。特に、オの子弟の就学状況に関しては、どのような場合に在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件を充足したと認めるかどうかといった点だけでなく、不就学外国人児童生徒支援事業のほか、外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策について、関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、幅広く検討を行う。</p> <p>さらに、カの日本語能力に関しても、我が国においては各地の国際交流協会等が中心となって在留外国人に日本語教育機会を提供する現状にあって、地域日本語教育支援事業、JSLカリキュラム(日本語を第2言語として学習するカリキュラム)の開発に加え、我が国の受入れ機関の関与の在り方、送出し国における態勢の構築支援など、同様に幅広く検討する。</p> <p>また、例示した諸情報は、外国人本人に書類の提出を求めることによる既存の制度で取得しうる情報を有効に活用しつつ、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集することが可能となるよう、aの「外国人の在留に係る情報の相互照会・提供」に係る関係法令施行までに検討し、結論を得る。</p>				
(法務省)	<p>f 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等</p> <p>c(イ)の「『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化」により収集された情報の活用や、例えば、在留カードを発行する場合には、地方入国管理局での在留カードの確認申請期</p>	計画・法務ウ f			abに係る関係法案提出までに検討、結論

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	間を設けるなどの方法で、一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし、在留実績がない者等に対して入国・在留管理上の規制を行うことについて検討し、結論を得る。				
外国人研修・技能実習制度の見直し (法務省、厚生労働省)	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第3号)(平成16年4月1日施行)引き続き逐次実施】	計画・法務ウ a	逐次実施		
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	計画・法務ウ b	逐次実施		
	c 実務研修中の研修生に対する労働関係法令の適用 研修生に対し、非実務研修(いわゆる座学研修)に加え、実務研修を実施する場合、原則として、実務研修には労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を適用することとし、労働法上の保護が受けられるようにすべきであり、当該措置の実施に当たっては、出入国管理及び難民認定法上の在留資格「研修」の取扱い及びその位置付けとの関係を整理する等必要な措置を講じる。また、制度の円滑な運営のために必要な措置を併せて講じる。	重点・海外(2) [計画・法務ウ a]	遅くとも dの関係法令の施行までに措置		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	d 技能実習生に係る在留資格の整備 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。	計画・法務 ウ b	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出		
	e 法令以外の規定に基づく規制等の見直し 受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任について、現在有効な規制である「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」、「技能実習制度推進事業運営基本方針」、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから、これら諸規定を出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。 その際は、受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに、当該不正行為の程度や内容に応じて、例えば、重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして、規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。	計画・法務 ウ c	dの関係法施行までに措置		
	f 研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置 (ア) 研修生・技能実習生が、母国語で実情を率直に相談し、かつ、必要な支援を受けることができるよう、「外国人研修生・技能実習生ホットライン(仮称)」を開設し、平日に加え土・日曜日や夜間等を中心に、中国語、ベトナム語、インドネシア語等の研修生・技能実習生が母国語で相談に応じられる体制を早急に整備し、かつ、研修生・技能実習生に周知する。併せて、上記相談で得られた情報を関係機関に取り次ぎ、受入れ機関の不正行為の発見及び研修生・技能実習生に対する保護の実効性を高める。	重点・海外 (2)	平成20年措置、以降継続実施		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(イ)研修の開始時点において、原則として、今後新たに来日する研修生全員に対して、研修・技能実習制度や労働関係法令の説明や受入れ機関の不正行為に遭遇した場合の対処方法等、研修生の法的保護に必要な情報の理解を促進すべく、初期講習会を実施する体制整備を検討する。	重点・海外 (2)	平成20年検討、結論		
	(ウ)また、既に入国している研修生・技能実習生に対しても、多様な方法によって可能な限り受入れ機関の不正行為に対する対処方法を周知する。	重点・海外 (2)	平成20年措置、以降継続実施		
	(エ)さらに、受入れ機関が不正行為の認定を受けた場合及び受入れ機関の倒産等により研修・技能実習が継続できない場合であって、研修生・技能実習生の責めに帰すべき理由がないときは、原則として、当該研修生・技能実習生が他の受入れ機関において研修・技能実習を継続できるよう受入れ先機関の開拓を行う仕組みを構築し、このような取扱いを明示するとともに、事前に、研修生・技能実習生に対して周知する。	重点・海外 (2)	平成20年措置		
	g 受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置 (ア)研修・技能実習を適正に行うために受入れ機関等が留意すべき事項に加え、受入れ機関が、如何なる行為が「不正行為」に該当するかをはっきりと認識できるよう、その範囲を明確化して公表する。また、不正事案については、入国管理局及び労働基準監督機関の間との緊密な連携の下に、受入れ機関に対し引き続き積極的に実態調査又は臨検監督を実施し、悪質な受入れ機関に対する取締りを強化しつつ、現在JITCOを通じて実施している制度運用の適正化に向けた巡回指導を強化する。	重点・海外 (2)	措置		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	(イ) これらを踏まえ、認定された不正行為については、受入れ機関の不正行為の程度や内容に応じ、例えば、重大な不正行為については、新規受入れ停止期間を5年に延長する。また、不正行為認定を受けた受入れ機関が一旦廃止され、新たに別組織で研修生・技能実習生を受け入れようとする行為についても、上記措置の厳格な適用を含めた防止措置を講ずる。	重点・海外 (2)	遅くとも d の関係法令の施行までに措置		
	(ウ) なお、これらの措置の実効性を調査した上、受入れ機関の不正行為の防止の実効性を向上させる措置の必要性についても、引き続き検討する。	重点・海外 (2)	d の関係法令の施行以降速やかに検討		
	(エ) さらに、受入れ機関の責任者・担当者に対して、JITCO が技能実習実施担当者講習会を実施し、これらの事項を含め、制度の適正な運営、労働関係法令の遵守について指導を徹底しているところ、その成果を検証しつつ、研修・技能実習実施担当者講習会の実施の一層の充実について検討する。	重点・海外 (2)	平成20年検討、結論		
	(オ) 併せて、受入れ機関に、当該講習会を受講した責任者が不在の場合には、当該受入れ機関による研修生・技能実習生の受入れを停止する等の措置についても、当該講習会の実施状況を踏まえながら、その導入を検討する。	重点・海外 (2)	遅くとも d の関係法令の施行までに検討、結論		
	h 送出国政府に対する適正化要請等 (ア) 外交ルート及びJITCOを通じ、送出国政府に対して、送出し機関の適正な認定基準の設定、保証金搾取等の実態把握及び対策、ブローカー対策等、送出し機関の適正化を継続的に強く要請する。	重点・海外 (2)	継続実施		
(イ) 特に、研修生・技能実習生の送出し機関が不当に保証金や管理費等を研修生・技能実習生から徴収している実態やこれらを不当に返還しない等の実態が明らかになった場合、当該送出し機関からの受入を停止する措置等を講じる。	重点・海外 (2)	平成20年措置			

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(法務省、厚生 労働省)	(ウ)また、送出し国政府及び研修生・技能実習生本人に対して、送出し国における技能移転の状況、技術レベルの向上の状況・習得技能の活用状況、問題点等について、報告を求めるとともに、これらについて調査を行い、当該制度の見直しに反映させる。	重点・海外 (2)	平成19年度以降逐次実施		
	i 「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の検討 3年間の技能実習を終了して帰国した技能実習生であって、帰国した後、一定期間経過後に、前回よりも高度な内容の技能移転を行うことが見込まれる者に対し、再来日して新たな技能実習を2年間実施することを内容とする「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の導入について検討する。なお、検討に際しては、送出し国における技能修得のニーズを的確に把握するとともに、国内で修得した技能の帰国後の活用が図られていること、一定以上の日本語能力、技能評価等を再来日の要件にすることや、失踪及び不正行為の防止に加え、高度の技能実習を実施できる体制の確保の有無を考慮した受入れ体制の在り方等について検討し、また、現行制度上の「再研修」との関係を整理し、検討する。	重点・海外 (2)	遅くとも dの関係法案提出までに検討、結論		
「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化 (法務省)	「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めると共に、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図る。	計画・法務 ウ	逐次実施		
「企業内転勤」における活動範囲の見直し (法務省)	企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して在留資格「研究」の項に掲げる業務に従事している場合には、在留資格「研究」に係る要件を満たしていない場合においても、我が国への入国・在留が可能となるよう措置する。	計画・法務 ウ	検討、結論	措置	

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
永住許可・不許可事例の公開の充実 (法務省)	永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実する。	計画・法務ウ	逐次実施		
高度人材の移入に資する在留期間の見直し (法務省)	我が国の経済等に貢献する知識や技術を有する高度な人材について、安定的に事業等に専念するには短期間であるとの指摘がある他、その受入れ数は伸び悩んでいる中で、政府方針に沿って積極的な受入れを促進するための施策の一つとして、在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる。	計画・法務ウ	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出		
高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し (法務省)	新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、再入国許可制度の見直しについて措置する。	計画・法務ウ	検討、結論	遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置	
卒業後も継続して起業活動を行う有望な留学生の在留に係る特例措置 (法務省)	大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金を調達し、店舗又は事務所が確保されることが確実であり、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することを可能とする。 【平成19年10月18日付法務省管第5247号法務省入国管理局長通達】	別表4 - 520	措置済 (平成19年11月1日施行)		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
A B T C の発行数の増大に向けた取組の推進 (外務省)	経済のグローバル化が進む中で、A P E C 域内のヒトの移動を円滑にするため、A B T C 制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	計画・法務ウ	逐次実施		
在留資格認定証明書交付手続における迅速化・簡素化の周知 (法務省)	在留資格認定証明書交付手続の迅速化・簡素化に関する「優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について（平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達）」について、法務省ホームページに掲載し、周知を図る。	別表 1 - 3	措置済		
短期滞在査証の申請における身元保証書の免除 (外務省)	中国人、ロシア・N I S 諸国人が短期滞在査証を申請する場合、原則身元保証書の提出が必要であるが、招へい人が国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者で、学会参加等業務上、中国、ロシア・N I S 諸国の研究者を招へいする場合には、身元保証書の提出を省略可能とする。	計画・法務ウ	措置済		
短期商用等を目的とした短期滞在査証の申請手続における負担の軽減 (外務省)	短期商用等を目的とした短期滞在査証を申請する外国人につき、日本の招聘機関の登記簿謄本の提出が求められているが、これを登記簿謄本に限らず、パンフレット等招聘機関の概要を明らかにするその他の資料の提出をも認めるよう、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、より一層の申請手続の合理化を図る。	別表 2 - 5	遅くとも平成20年度中措置		
乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者への個別審査及び国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置 (法務省)	空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を実施することとする。また、国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。 これらの対応について、平成19年度中に地方入国管理局に通達し周知を行う。 【平成20年2月25日付法務省管第803号法務省入国管理局長通達】	別表 4 - 522	措置済 (平成20年2月25日施行)		